

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成 25 年 3 月 4 日全員協議会終了後
郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午後 2 時 40 分

出席委員

委 員 長	渡	辺	英	博	副 委 員 長	安	藤	正	純
1 番	早	川	恒	久	2 番	遠	藤	一	善
3 番	宇	佐	神	幸	一	4 番	渡	辺	光
5 番	山	本	育	男	6 番	高	野		泰
7 番	黒	沢	英	男	8 番	高	橋		実
9 番	渡	辺	三	男	10 番	塚	野	芳	美
11 番	三	瓶	一	郎					

欠席委員 (なし)

説明のための出席者

町 長	遠	藤	勝	也
副 町 長	田	中	司	郎
教 育 長	庄	野	富 士	男
会 計 管 理 者	遠	藤	博	美
参 事 兼 総 務 課 長	滝	沢	一	美
企 画 課 長	横	須	賀	一
税 务 課 長	阿	久	津	守
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	渡	辺	清	治
生 活 環 境 課 長 原 子 力 事 故 対 策 係	坂	本	隆	広
参 事 兼 生 活 環 境 課 長	緑	川	富	男
産 業 振 興 課 長 (併 任) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	三	瓶	保	重
都 市 整 備 課 長	高	野	善	男

生活支援課長	郡	山	泰	明
教育総務課長	猪	狩		隆
総務課主幹 兼課長補佐	菅	野	利	行
健康福祉課主幹 兼課長補佐 兼保育所長	伏	見	克	彦
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡	辺	弘	道
都市整備課長 補佐	竹	原	信	也

職務のための出席者

議長	宮	本	皓	一
事務局長	角		政	實
事務局庶務係長	原	田	徳	仁

説明のため出席したもの

代表執行役副社長 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	石	崎	芳	行
福島復興本社 福島本部復興 推進室室長	林		孝	之
福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長	林		幹	夫
福島復興本社 福島本部郡山 事務所長	塚	田	隆	雄
福島復興本社 福島本部郡山 補償相談 センター一部長	今	井		猛
原子力・立地本部 福島第一安定化 センター副所長 兼福島第一原子力 発電所副所長	菅	沼	希	一
福島第一原子力 発電所技術・ 広報担当	宇	野	明	夫

福島第二原子力
発電所所長 増田尚宏

福島第二原子力
発電所副所長 大越和則

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成24年11月・12月・平成25年1月分）について
2. 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
3. その他

開会 (午後 2時40分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、ご苦労さまです。全員協議会に引き続いでの会議となります、よろしくお願ひいたします。

それでは、原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13名、全員であります。町執行部からの出席者は、町長、副町長、教育長、生活環境課長ほか各課等の長の皆さんであります。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

また、本日は東京電力に対し説明員の出席要請をしていますことを申し添えます。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議します。

休議 (午後 2時41分)

再開 (午後 2時41分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

ここで町長に出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 全協に引き続き原子力発電所等に関する特別委員会、大変ご苦労さまでございます。

原発の事故のその後の収束状況は完全収束に至っておりません。もう一つの問題が発生し、また課題もまだ山積しておるところでございます。したがいまして、第一原発事故が完全に収束しない限りは我々の周辺住民は帰還に対しての意識が全く高揚しないということで、一日も早く廃炉等の取り組みによって一年でも前倒しで完全な収束を図ってもらいたいということでございます。

加えて第二原発につきましても、冷温停止は安定しておりますけれども、これからの燃料の取り出し、全ての4基とも取り出して、完全に保管して安全を担保すると、こういうことも我々立地地域としてはこれはもう願うところでございます。

そしてまた東京電力につきましては、賠償の問題がまだまだ我々としては対応に非常に不満と不信を抱いておるところでございまして、この問題については過般の住民説明会の9カ所においても2部という形の中で東電が住民に説明をさせていただきました。これを踏まえながら多くの町民からは賠償の問題についていろいろな類似例を指摘しながら我々にも相談がたくさん多くなっております。そういうことできょうの特別委員会につきましては石崎副社長、それから増田第二原子力発電所の所長

も出席するようになっておりますから、どうかしっかりと、特に賠償の問題については加害者当事者意識の中でもっともっと寄り添って、町民に対しての賠償の早期解決と支払い、これを望むところであります。

どうかこの委員会を通じて、きょうの皆さん方の活発な意見の中でもろもろの問題が前に進むよう心から願って私の挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理についてを議題といたします。

生活環境課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） お疲れさまです。原子力発電所通報連絡処理につきましては担当係長より説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（坂本隆広君） それでは、原子力発電所の通報連絡処理につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしました資料の1ページをお開きください。まず、昨年11月からことし1月までの通報件数ですが、一番下の欄のほうに記載しております。通報件数ですが、573件、そのうち原災法25条に基づく通報が433件となっております。

それでは、上の表により主な部分についてご説明をさせていただきます。また、表のうちナンバー1とナンバー3につきましては、後ほど東京電力より説明がありましたので、よろしくお願ひいたします。

今回11項目ということで上げさせていただいておりますが、ここの中で主な部分としまして、まず④番です。12月10日に福島第一原子力発電所、淡水化装置における水漏れの発見についてということで通報をいただいております。こちらにつきましては、こちらのリストの中でナンバー4、ナンバー7、ナンバー11、同じ施設での水漏れとなっております。原因等につきましては、作業員が配管等に接触をして配管の損傷、または弁のほうに接触して弁があいて違う箇所の圧力が上がって接続部の水漏れが起こったというような事象になっております。この事象につきましては、注意喚起をする看板をつけたり、または凍結防止等の対策をとりながら水漏れの再発防止について努めているということで報告を受けております。

続きまして、ナンバー10番、こちらにつきましては発電所運用補助共用施設ということで、共用プールの建屋内になりますが、こちらで火災発生ということで通報をいただいております。こちらにつきましては、除染作業ということで建屋内の床面の清掃を実施していたときに、清掃器具のほうのコ

ードのほうからの発煙ということで、発煙発生後消防署のほうに通報しているという事例になります。

続きまして2ページをお開きください。続きまして、福島第二原子力発電所通報実績としまして、まず下のほうになりますが、11月から1月分としまして132件の通報をいただいております。こちらにつきましては、全て同じ事象ということで区分3というものであります、1月28日に1号機のほうで負傷者が出来て救急車を要請したというものになっております。その後、②番につきましては、プレスに対しての通報連絡ということで、3、4につきましては、その後の状況について通報ということで4件をいただいております。

通報実績につきましては以上であります。

続きまして、3ページをお開きください。こちらにつきましては、前回の特別委員会の後から2回ほど福島第一、福島第二のほうの状況確認ということで職員のほうで確認を行っておりますので、内容のほうを掲載しております。こちらにつきましては、後ほどごらんをいただければと思います。

私のほうから以上です。

○委員長（渡辺英博君） ただいま説明がありましたとおり、トラブル関係通報リストのうち、福島第一原子力発電所内電源ケーブルの損傷による発煙について及び福島第一原子力発電所3号機原子炉注水系における原子炉施設保安規定で定める「運転上の制限」の逸脱についての2件については、東京電力に説明を求めておりますので、質疑につきましてはその際にお願いしたいと存じます。

また、その他の事象についても専門的な分野となりますので、東京電力に質問をお願いしたいと思います。

それでは、そのほか生活環境課に対して質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、暫時休議いたします。

休 議 （午後 2時50分）

再 開 （午後 2時52分）

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

本日は、東京電力（株）石崎代表執行役員副社長、福島第二原子力発電所の増田所長に出席いただいておりますので、それぞれ挨拶をいただきます。

なお、東京電力（株）からの説明出席者は、お手元に配付した名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、石崎代表執行役員副社長、お願ひいたします。

○代表執行役員副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 皆さん、お疲れさまでございます。石崎でございます。

本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。そして、まずは皆様方に2年にも

わたっていまだに皆さん方の避難生活、苦しい避難生活を強いていること、本当に申しわけなく思つております。改めまして心からおわび申し上げます。

きょうは福島第二の所長、増田と一緒に同行いたしました。今まで増田は、後ほど増田のほうからも挨拶をさせていただきますけれども、現場対応に終始をしておりまして、議会の皆さん方には大変な御無沙汰をしておりまして、大変失礼いたしました。

先般、福島第一の高橋も正式にJヴィレッジで会見をさせていただきました。それを機に本日増田も連れてまいりまして、直接皆様方にご挨拶をさせていただきたいと思います。そして必要に応じていろいろご質問をいただければ幸いでございます。いずれにしましても、これから福島復興本社を挙げて、とにかく皆様方のいろいろなご事情に沿って精いっぱい対応するということを基本としておりますので、これからもご指導よろしくお願ひいたします。

本日はまことにありがとうございます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございます。

続いて、福島第二原子力発電所、増田所長よりご挨拶をいただきます。

増田所長。

○福島第二原子力発電所所長（増田尚宏君） 改めまして、東京電力福島第二原子力発電所所長の増田尚宏でございます。

初めに、福島第一原子力発電所の事故によりまして、富岡町の皆様を始め双葉郡の皆様、福島県、広くは社会の皆様に大変なご不安、ご迷惑、そして地元から避難していただくというご不自由をおかけしておりますこと、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

また、福島第二も震災当初、福島第一と余り変わらない状況でございまして、大変ご心配をおかけしました。特に事故発生当初は皆様に対する情報提供が十分でなかったこと、避難いただく際のご支援が十分に準備できなかつたこと等、至らぬ点が多々ございました。改めて心よりおわび申し上げます。

本日は、富岡町議会の皆様に一言ご挨拶をさせていただくお時間をいただきまして感謝申し上げます。福島第二の状況について簡単にご報告させていただきます。福島第二は、一昨年3月11日に発生した東北太平洋沖地震によりまして、4台、フルパワーの出力運転をしていた4台が無事停止することができました。しかし、その後の津波によりまして、原子炉を冷やす機能が失われ、原子力災害特別措置法に基づく原子力緊急事態という状態になりました。その後冷やす機能の復旧に所員、協力企業一体となって取り組み、3月15日、4日後には4基全て冷温停止することができました。以後安定した冷温停止の確立維持に努めてまいりました。

昨年5月に4号機、10月に3号機の冷温停止に必要な設備の復旧を終了し、先日2月20日2号機に関しましても復旧を完了いたしました。1号機につきましては、この3月末の復旧完了を目指して現在復旧作業を行っているところでございます。また、国の指示に基づきます緊急安全対策として電源

車あるいはガスタービン車を使った電源の多様化、また消防車を使った原子炉屋プール、使用済みの燃料プールへの注水手段の確保といったような必要な訓練をしっかりと行っているところでございます。富岡町議会の方々には昨年7月に福島第二をご観察いただきました。こういった緊急安全対策の状況を含め、発電所の復旧状況を改めてご確認いただく機会を賜れれば幸いでございます。

先ほど1号機に関して3月末を目標に作業を進めていると申し上げましたが、先週末金曜日に海水系の冷却系に不適合がございまして、先週末それをさせていただきました。本日とあしたで設備の状況を再度調査を行っております。必要があれば修理を行うことになりますので、工程は変更する可能性もございます。我々安全最優先で進めてまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願ひいたします。

最後に、私どもの所員にも富岡町出身者、そして富岡に住まわせていただいていた者が多々おります。富岡町の復興に向けて町が少しでももとの状態に近づけることができるよう、精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。そして福島第一、福島第二の安全を維持し、皆様に安心していただくとともに、一日も早くお戻りいただけますよう、責任を持って頑張ってまいりたいと思いますので、ご指導よろしくお願ひいたします。

冒頭の貴重な時間をいただきましてありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、福島第一原子力発電所所内電源ケーブルの損傷による発煙についての件を説明を求めます。

第一原子力発電所技術・広報担当、宇野明夫君。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） それでは、福島第一所内電源ケーブルの損傷による発煙についての事象の説明をさせていただきます。

私が紹介のありました福島第一広報部の者でございます。お手元の資料、事務局側から配られている資料の一番最後のページでございます。それでは、ご説明させていただきます。まず、事象が発生しましたのは、さきにございましたように、昨年、24年の11月2日でございます。それでここにも書いてございますが、福島第一の1号機から4号機の電源設備の工事でのことでございました。この裏面に今1号機から4号機の震災以降の新しい電源系統の図面をつけさせていただきました。左上の図面でございます。今1号機から4号機につきましては、外部電源としてここにございます大熊線の4号線、3号線と書かれている部分、それと真ん中にございます大熊線2号線というこの3系統の外部電源で、1号機から4号機の原子炉の冷却、それから水処理の電源を賄ってございます。その設備のほかに下のほうにございます所内共通D/G、非常用のディーゼル発電機でございますが、このA、Bの2系統、それと東北電力からの線と、それから5、6号機側からの、今回事故を起こしました連絡線と呼ばれているA系、B系の2系統によって電源を賄う計画で、昨年末にほぼ工事が終了してござ

ざいます。それで今回の事象につきましては、5号機、6号機側からの連絡線の工事において、ケーブルの敷設工事において起こった事象でございました。

また、6ページ目に戻っていただきます。事故の簡単な概要としましては、左下に写真がございますが、エフレックス管、これ合成樹脂でできた電線管路でございます。この管路そのものを先に敷設して、この中に電気の高圧ケーブルを通すと、そういう作業を実施してございました。それでこちらのA系側については既に工事が終わり運用されておって、その状態でB系側の管の中にケーブルを引き込むという、こういう作業を行っておったのですが、作業員の方が、本来であれば空のB系側の管を切る作業を行おうとしたところ、誤ってA系側の電気の線の入っている、生きている線を切断してしまったと。切断といいますか、損傷させてしまったと、そういう事象でございます。

そこで2番で時系列が書いてございますが、所内の警報で母線地絡という警報が出まして、その後工事担当者から高圧ケーブルを損傷したという連絡を受け、当社が確認したところ発煙していることが確認され、消防署等にご連絡してございます。

その下の写真にもございますように、合成樹脂の管で大体厚さが5ミリぐらいあるのですが、それが熱で火焼けているというのがごらんいただけるかと思います。

起こした事象そのものは間違って、右下の図にあるように電線の入っている管をのこぎりで切ってしまったと、こういう事象でございますが、一歩間違えれば大きな人身災害につながった事象でございます。徹底的な原因の追及と対策を行わせていただきました。

原因と対策については右上にもございますが、少し細かくなりますので、大きなところだけでご説明させていただきますが、1Fの環境はこういった全面マスクをしているということで、なかなか現場でのミーティング、危険予知活動などができるないという状況でございまして、これに対して実際に写真を用いるとか複数のメンバーで現場の再確認を行うという対策をとらせていただきました。また、いろいろ応急で作業工事してございまして、いろいろ表示が十分ではないということで、これらについても未表示の部分については注意表示の取りつけ、また前後にわかりやすい識別のマーキングを行うなどの対策をとらせていただきました。

また、直接的な原因の3つ目として、ケーブルの有無を確認せずに一気に切断してしまったということで、事前にリスク検討、こういった危険予知が行われていれば、一度少し切ってみて中をのぞくという、そういう確認もとれたのですが、今回は行われずに作業がされてしまったということでございます。

また、間接的な問題として、そこに5つ上げさせていただきました。まず、当社の安全事前評価が十分ではなかった。ケーブル敷設というのはここ1年以上作業を行ってきたわけですが、それと同様なものということで行われなかつたのですが、やはり特に福島第一、初めて久しぶり、変更の作業がたくさんございますので、これらについては安全事前評価をしっかりとやっていこうということでございます。

また、2つ目でございますが、今回空の管に電線を通すという作業だったのですが、やはり充電部高压線の近くでの作業では十分リスク評価を行った上で安全措置をとっていきたいということでございます。

3つ目としまして、これも上と同様でございますが、やはり充電部の近くでの作業ということで、これら辺にも要領書等に記載がなかったということで、こちらのほうもきちんと書いていきたいと思います。

それから、その次は作業員が作業班長に確認しなかったということで、切ってしまった作業員は非常にベテランな作業員だったわけでございますが、やはり全面マスク等をしているためになかなかコミュニケーションがとりづらいということもあって、こういう事象になったのだと思ってございます。

これに対しましては、安全ルールの遵守ということで、所内、元請も含めまして、事前の説明会、事前の検討会、それからルール集への追加を行ってございます。また、皆さん働く人の意識の向上ということで、安全総決起大会などを行わせていただいております。

説明は以上なのですが、裏面に右上のほうには作業場所ということで、前回冷却水の説明をいたしましたけれども、やはり電線経路についても構内数キロにわたった作業となってございます。

それから、下のほうに書かせていただいたのは、そういった生きている高压ケーブルを切ったにもかかわらず、大事に至らなかったという、また地絡警報が出たということのご説明で図をつけさせていただいております。高压ケーブルですので、導体といいますか、被覆に銅遮蔽テープ、電気の感電するのを防止するためにアースしてございますが、こちらの銅遮蔽テープが導体に触れて、そのおかげでこの作業員の方が感電せず、またこれによって地絡が出たということが推定されてございます。

こちらの発言については以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） これで説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。

10番、塚野委員。

○10番（塚野芳美君） 説明は大体聞いたのですけれども、地絡だということですよね、今の説明は地絡。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） はい。

○10番（塚野芳美君） これ恐らく2次電圧440なのかなと思うのですけれども、いずれにしても地絡系電気入っているはずですよね。地絡系電気の動作電力と時間は何ぼのやつ入っているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 宇野明夫君。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） 今回の事象では地絡によって遮断器開放されることはなく、弱い地絡、ここに10アンペアと書かせていただいておりますが、地絡警報が出た状態で通電されてございました。それで事象の解消としましては、こちらの遮断器を開放して発煙等がとまったということでございます。ちょっと地絡警報の時間についてちょっと私も当該部分について

知識がないもので申しわけございません。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 知識がないと言われてしまうと、きょう説明に来ているのに困ってしまうのですけれども、10アンペアも流れたのに、本来だったら地絡電気が働いてぽんといってその時点で終わって、次の発熱状況に至らないはずなのです。10アンペアですよ。普通だったら、例えば電圧高いほうだから例えば100ミリとか200ミリとかあるかもしれないけれども、あくまでもミリアンペアオーダーでコンマ台の動作時間でいくはずなのです。そうすれば、その時点で全てがとまつたはずなのに、それが働かないというのは、上のほうのキューピクルのほうに問題があったということも疑わなくてはいけないのではないかですか。

○委員長（渡辺英博君） 宇野明夫君。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） 今回の事象では、ちょっと裏の図面にもございますが、導体の遮蔽テープが若干導体に触れている、そういう非常に微妙な状態であったと推定してございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 別に若干触ってもうんと触ってもいいのですけれども、10アンペアもの地絡電流が流れたらば、本来リレーが働いて遮断しているでしょう。それしなかったのはおかしいのではないかと聞いています。

○委員長（渡辺英博君） ちゃんと質問の内容を把握して明快な答弁をお願いします。

宇野明夫君。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） ここでは最大で10アンペアと書かせていただきました。ということで、ちょっとそこの地絡リレーが働くまでには至っていなかったということです。

そのほか設備的なふぐあいはこの件に関しては確認されてございません。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 電力さん側の代表で来ていますので、そういうことにも明快に答弁できる用意もひとつお願いしたいと思います。そろえておいてください。

そのほかございませんか。

11番、三瓶委員。

○11番（三瓶一郎君） 私常々思うのですけれども、結局原子力発電所等に関する特別委員会を設置したのは、今から20年前近くに第二原発の3号炉の再循環ポンプが崩落したということで、慌てて我々議員は東京に抗議に行ったのです。それで帰ってきてできたのがこの原子力発電所等に関する特別委員会なのです。ところがやっていることは通報連絡簿、3カ月に1回の通報連絡簿をやっているだけです。こんなもの実際今一番最初にやった第一原発、第二原発の通報連絡やっていたでしょう。5

分もかからないでしょう。これ富岡でもそうなのです。通報連絡簿だけやっているのなら、10分もあれば終わるのです。そうすると、この委員会の存在意義というのは私はどこにあるのかなと思うので専門的な質問をされると、答弁ですよ。東電さんではなくて、役場職員はこれについて専門的な知識がありませんから答弁できないということで、ここに町長と石崎副社長がいるので、私はお二人で少し今後の大変重要な時期ですから、やっぱり東電職員と富岡役場職員の人事交流で一人一人を交換して専門的なこと、富岡町の職員あるいは議員も学ぶというようなことを、これから富岡町長にも石崎副社長にも私はお願いして人事交流をやっていただきたい。それでなかったらこんなのがいつまでやつたって今度の大きい事故が起きたから慌ててみんなやりますけれども、今まででは淡々と委員会なんていうのは15分か20分で終わるです。それでは意味がないというのです。我々も勉強しなくてはならないし。

○委員長（渡辺英博君） 時間も大分押していますので、簡単明瞭にひとつお願いします。

○11番（三瓶一郎君） そこだけです。町長から答弁いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この問題は事業者と行政が人事交流ということはこれは適切でないと思います。やはりこのような大事故を起こして、このような現状を考えたときに、職員の人事交流というのを、これは議論する問題ではないと私は思います。やはり安全の問題についての知識の吸収はこれは当然だと思います。これは当然国のはうの人事の交流の中で、規制委員会とか何かそのところ誕生しましたね。そういうものの中での知識の吸収はあったとして、あるいは国のはうからの町のはうに専門的なそういう人材を登用してもらうとか、そういう中できちっとそのようなトラブルの問題について検証できるような、国とのやはり我々地方自治体の交流の問題は議論あってもいいけれども、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 11番委員。

○11番（三瓶一郎君） そうすると、町長にすれば、今までのような特別委員会で連絡通報簿を受けるだけで、あとは東電に何も物を言えないというようなことでよろしいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全くそうではないのです。当然物事は我々はこれは検証しなければなりませんから、東電に対する問題はたくさんございますので、これについてはこういう特別委員会の中で各委員の皆さんからご指摘等、それから問題提起をして確認作業、これは当然やっていただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺英博君） 11番委員。

○11番（三瓶一郎君） そうすると、町長は今までどおりの原子力安全対策特別委員会でいいということで、このまま通報連絡簿を聞くだけにとどめておくということでおよろしいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 聞くだけではなくて、しっかりと説明を受けて、その問題については疑惑とかあるいは問題提起をしたいということの中では、やはり議員さんの立場としてしっかりとこれについては問題提起していただき検証していただく、そういうことで私はあっていいと思います。

○11番（三瓶一郎君） 終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほかに意見ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

次に、福島第一原子力発電所3号機原子炉注水系における原子炉施設保安規定で定める運転上の制限」の逸脱についての件を説明を求めます。

宇野明夫君。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） 続きまして、3号機原子炉注水系における原子炉施設保安規定で定める「運転上の制限」の逸脱についてご説明させていただきます。

○委員長（渡辺英博君） 簡単明瞭に、まとめてお願いします。

○福島第一原子力発電所技術・広報担当（宇野明夫君） こちらの起こりました事象が昨年の同じく11月26日の事象でございます。この日の11時の定期採取のプラントデータにおいて、3号機の原子炉への注水流量が5.8立米から7.0立米に上昇していることが確認されました。これをもって保安規定では、任意の24時間当たり注水流量が1立米を超えてふやしてはならないという運転上の制限がございましたので、これに逸脱しているということで、運転上の制限の逸脱の宣言をさせていただいております。

原子炉の注水量が減る方向に対して冷却が少なくなるわけですが、上昇に対しても3号機の燃料壊れてございますので、非常に反応度といいますか、燃料の反応の停止状態が確認されていないということで、臨界間際にあったり、反応が起こっている場合には注水量をふやしますと、冷却剤の温度が下がって原子炉の反応が上がるおそれがあるということがございますので、注水量を上げる場合についてもきちんと周りのパラメーター等を確認してからゆっくり上げるというために、この運転上の制限が設けられているものでございます。

原因的には、右下に写真がございますが、こちら側の3号機の原子炉への注水の、赤い丸いのがバルブ、手前が圧力計、縦長の2つが流量計の計器になってございます。こちらの当日の作業でこちらの流量計を取りかえるために、流量計の周りの保温材を外すという作業が行われてございました。この流量計の取りかえのための保温材の取り外しについては、こういった流量に変動しないようにということで作業が行われていたのですが、残念ながら写真にもありますように、足場の悪い状態で、なおかつ当該保温材と調整弁が近いということもあって、この作業においてバルブに触れてしまったということで、流量の変動が発生してしまいました。運転上の制限そのものは、先ほども説明しましたように、関連プラントデータ等が変動がなく、またモニタリングポスト等にも流位の変動がないとい

うこと、また流量上昇確認後、直ちにもとの流量に戻しているということで、運転上の制限からは同日21時35分に解除されてございます。

事象的には作業時に誤ってこのバルブに触ってしまったということで、これらの類似のバルブも含めて今対策を検討しているところでございます。こういった運転上の制限にかかるバルブが多々ございますので、これらについて人間の近づきの防止、または今回のバルブについてもチェーンロックという形ではバルブがなるべく動かないようにはされていたのですけれども、遊びの量で増してしまったということでございますので、こういったバルブを人間が近づかないようにするとともに、バルブをどうにか固定できないかということで今検討を行っておりますし、3月いっぱいで運転上の制限にかかるような設備について今対策をとろうとしてございます。

説明以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

以上で付議事件1を終わります。

次に、付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についての件を議題といたします。

東京電力より説明を求めます。

前回の委員会から進捗した部分あるいは重要な部分のみ説明をお願いします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（林 幹夫君） 福島復興本社復興推進室副室長の林幹夫でございます。私のほうから福島第一の状況につきましてご説明をさせていただきます。

使用いたします資料は、A3の2枚物、そしてA4のパワーポイントの資料でございますが、本日も説明に長時間を要するような状況はなるべく避けたいと思いますので、A3の2枚物の資料を中心のご説明させていただきたいと思います。

それでは、A3の資料をごらんいただきたいと思います。それでは、先ほどもご指示にございましたように、12月4日以降の進捗状況を中心にご説明させていただきたいと思います。まず、この資料の左側には原子炉の冷温停止状態について記載をさせていただいておりますが、原子炉の温度につきましては10度から30度と安定してございまして、これにつきましては最後の紙でまたご説明をさせていただきます。

右側に（2）ということで、滞留水の処理に関する記載がございます。これにつきましては、この資料の下の段に図面でお示ししておりますとおりで、この循環注水冷却という状況は維持してございます。

課題が3つございまして、その1つ目、図面の一番左の端にピンク色で囲ったところがございます

が、建屋への流入水抑制という課題でございます。これにつきましては、前回、それから前々回の委員会でもご説明させていただきましたとおり、1日400立米流入してまいります地下水に対する対策でございます。高台に井戸を掘りまして、地下水バイパスをしておりますが、この地下水バイパスの状況でございますが、井戸は12個掘る予定でございました。その12個の掘削は終了しております。それ以外の設備の準備を今しております、関係するご機関のご理解が得られましたら、実際の運用に入りたいと思っているところでございます。ということで掘削が完了して、4月以降本格運用ができるような予定になっております。

続きまして、この図面の中の右側の下のほうにやはりピンク色で囲ったものがございまして、ピンク色の囲いのbという真ん中辺のものですが、多核種除去設備の状況でございますが、この多核種除去設備につきましても、設備の設置については完了してございます。万一の漏えいリスクを考慮しまして漏えい防止対策、それから設備の破損の防止対策をしておるところでございます。そして、タンクの貯蔵ということでC項目がございますが、このタンクの増設についても予定どおり、計画どおり進めておるところでございます。このピンク色で囲った3つの課題につきまして、先ほど説明を省かせていただきますと申し上げましたA4の資料のほうに詳しく記載がございまして、詳細につきましては今回は割愛をさせていただきたいと思います。

ただ、一つだけちょっと訂正箇所がございますので、A4の紙の24ページをごらんいただきたいと思います。大変申しわけございません。A4の紙の24ページには表と、そして上に文章で記載がございまして、貯留タンクの増設計画について紹介させていただいているところですが、記載の誤記がございまして、記述のほうの一番上の行、滞留水処理水の貯蔵量は約「25万m³」という記載がございますが、「26万m³」の誤りでございます。大変申しわけございません。26万立米でございます。下に表がついておりますが、表の最下段、数字が5つ並んでおりますが、その一番左、これが貯蔵量2月26日現在というものでございますが、263,694という数字がございます。約26万立米の誤りでございます。大変申しわけございません。これにつきましては、前回の委員会でもご紹介いたしましたとおりの増設計画を順調に進めておるところでございます。

それでは、A3の資料に戻っていただきたいと思います。資料1枚目の裏側、2ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらでは左側に今までの放射性物質の放出量ということで記載をさせていただいております。まず、縦棒グラフがございますが、事故当時とそれから各月ごとにこの1月まで、平成25年1月までの記載がございますが、昨年の2月から0.1億ベクレル毎時という放出量に変わりはございません。2月分につきましては、公表は今週末ごろを予定しておりますが、ほぼ0.1億ベクレルには変わりのない数値になるというふうに見込んでおります。この0.1億ベクレルでございますが、各号機の放出量を計算したものを口頭で申し上げますと、1月分につきましては1号機につきましては0.02億ベクレルでございます、時間当たり。そして2号機につきましては0.02、そして3号機については0.03ということで、前回の委員会のときにも各号機ごとの数値をということでご指示

いただきましたので、今口頭でつけ加えさせていただきました。

このような状況でございますが、下の図にございますように、例えば1号機でございますと、原子炉建屋を覆うカバーが設置しております。そして原子炉の格納容器が真ん中に、電球を逆さまにしたような容器の図がございますが、格納容器内の換気につきましては専用の空調を設けておりまして、フィルターで放射性物質を除去してから放出。そして建屋カバーで覆っておりますが、このカバーの内部の空気につきましても、同じように専用の換気装置でフィルターを介して外に放出という状況でございまして、それぞれにつきましてはフィルターの出口はほぼ検出限界以下でございます。しかしながら、この建屋カバーにも隙間がございまして、その隙間から漏れ出していく量を計測しているというのが、先ほど1号機で申し上げました0.002億ベクレル毎時というものでございます。2号機につきましては、同じように格納容器には換気装置がついておりますので、2号機の建屋の開口部から放出している量、そして3号機につきましては建屋カバーございませんので、原子炉建屋そのものから放出しているものでございます。

続きまして、この資料の右側をごらんいただきたいと思います。2ページの右側でございますが、瓦れきの覆土ということで作業を進めておりまして、これも前回ご紹介しておりますが、その進捗状況でございますけれども、真ん中に写真が、左側に2枚ございます。これ2月の12日に撮影した状況でございますが、2層目に瓦れきを埋設している作業の途中の絵でございますけれども、2月いっぱいでこの埋設もほぼ完了しております、順調に高線量瓦れきの覆土式の埋設が進んでおります。3月末までにこの追加線量による積算被曝量、年間1ミリシーベルト以内という目標を立てておりましたが、これを達成することができそうだというところまでできております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。左側の遮水壁と取水路前面エリアの汚染拡大防止につきましては、継続して作業を進めておりますので、割愛させていただきます。

右側の4号機についてでございますが、一番上の段にお写真がございます。上中下と3段に分かれていますが、一番上の段に写真がございます。4号機の原子炉建屋の隣に鉄骨の建屋を今組み立てておりますが、2月28日現在、上の段の左側にございますように、2段目までの鉄骨の組み立てが終わっているところでございます。これはことしの11月の燃料取り出し開始に向けて順調に進んでおるという状況でございます。真ん中の段、4号機の原子炉建屋の傾き、それからプールの傾き等の検査でございますけれども、年に4回ということで実施しておりますが、最新の2月の確認結果におきましても、建物やプールに傾きはないということを確認しております。

以下の段、3号機でございますけれども、3号機に建屋カバーを設置すべく瓦れきの撤去を行っておりますが、こちらも継続作業となっております。

続きまして、最後4枚目をお願いいたします。こちら下の段に1号機、2号機、3号機、4号機の図面がございますが、今の状況をお示しするような形になっておりまして、一番下に表がございますが、これが3月1日11時現在の各温度でございます。本日の温度もほぼ同じ状況でございまして、こ

の冷却状態は安定しておるということでございます。

12月からの進捗といたしましては2点ございますので、それについて補足させていただきます。まず、一番左の1号機でございますが、囲いの中に上の段に文字がございますけれども、1つのことです。トーラス室の中にカメラ等を入れまして、第2回目の調査を実施いたしました。これが2月の20日と22日でございます。放射線量や温度、そして滞留水の採取ということもやっておりまして、この結果につきましてもまた詳細な結果が出ましたらご報告させていただきたいと思います。

続きまして、2号機でございますが、前回ご説明したときには追加の温度計が設置が終わったところでございました。さらなる追加の温度計ということで、原子炉圧力容器の温度です。こちらのほうの計測の準備をしております。上の段の囲いの中の3つ目の項目でございます。炉内調査やさらなる温度計設置の可否を判断するために、テップと私ども呼んでいますが、移動式炉内計装、この案内管の健全性の確認をやっております。4本の内部状態を確認いたしましたところ、内部に詰まりがあるということまで確認できておりますので、この詰まりの除去等を含めまして、今後またこの配管の活用ができるかどうかの検討をしてまいります。

2号機についてもう一点補足いたしますと、図の中にプローアウトパネル閉塞作業中という記載がございます。建物最上階のプローアウトパネルというのが1号機の爆発の衝撃で吹き飛びまして、開口部がございます。この開口部を塞ぐ作業を準備しておるところでございます。3月いっぱいでこの閉塞が完了するという予定でございます。

そして、4号機につきましては先ほど紹介させていただきましたように、燃料取り出し用カバーの鉄骨が2段目まで組み終わっているということと、燃料の取り出しが11月からスタートいたしまして、当初12月からの予定でございましたが、1ヶ月前倒し、そして取り出し期間も2年の予定を1年ということで順調に進めるべく、今取り組んでおるところでございます。

以上、簡単でございますが、1号機の状況をご紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

これで付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についての件を終わります。

次に、付議事件3、その他の件を議題といたします。さきの本特別委員会において答弁保留になっていた事項がありますので、それも含めて質疑をお願いいたします。

3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 今までずっと特別委員会で東京電力のほうに回答を求めていた点が2点あります、その中の2点ほど未解決の件がありますので、再度この場を持ちまして結果を出していただきたい

だきたいと思って発言させていただきます。

まず、1点は警戒区域内にある放置車両の処理。この前22日に環境省が来たときに、環境省の仮置き場の中で放置自動車のほうの処理のことを言いましたら、場所についての検討をするという形がちょっと出たのですが、東電としては放置自動車をどう処理していくのか。最初のときには第1回目には放置自動車は処理していきたいと、検討したいと。第2回目については、その処理については個人に任せたいというような形で、どっちつかずのことで終わってしまったような感じがしているのですが、この1点。

あともう一点は、賠償のほうで神社、仏閣についてのことをお話ししましたら、宗教的なものであるから難しいのかわかりませんけれども、特殊的なものなので一応検討はしていきますけれども、今ご返事は、回答はできないということで、この2点はいただいたのですが、この2点とともにさきの1点目に関連しているということで、実際に警戒区域内の放置自動車は高い線量であるから、もちろん個人賠償をしていただいたのも確かにございます。ただ、警戒区域を設定する前にある程度の、相当な量かと思うのですが、高濃度の放射性、簡単に言うと放射物がかかった車両が警戒区域を出ていると思うのです。それについての車両の扱いの話はちょっと出ていませんでしたが、ただそれについてこれからどうやっていくのか。補足としてそれも含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） お願いします。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（林 孝之君） ただいま宇佐神委員からご質問ありました放置車両について、確かに前回、前々回と明確にお答えできなかつたことなのですけれども、我々としても発災以降、大きな問題の一つとして社会問題化されておりましたし、そういう認識がありました。環境省さんともいろいろ対応、方策についてご相談をさせていただいたところです。先ほどお話ありましたように、22日の日に環境省さんのほうからお答えされているのかわかりませんけれども、この問題につきましては運輸局に登録されている所有者様の情報の確認とか、あとは自動車リサイクル法や廃棄物の処理に関する法的な枠組みがございまして、基本的には行政でないと対応できない非常に難しい問題であるということで、当社としては今環境省さんが進める中での対応についてできるだけその部分について対応を私どももできるだけやっていきたい、協力させてもらいたいということでございます。

〔「まだもう一点」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 答弁漏れです。

〔「神社、仏閣の賠償についての」と言う人あり〕

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塙田隆雄君） 郡山事務所の塙田でございます。ご質問のございました神社、仏閣の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

前回検討はさせていただきますけれども、お示しのできる結論がまだ出ていないということでご説明をさせていただきましたけれども、基本的な考え方といったしましては、神社、仏閣等々も含めまし

て、原則としてはほかの宅地建物の賠償の基準が定まっておりまます中間指針、これを踏まえまして賠償をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、ご質問のございました神社、仏閣ということになりますと、非常に仕様も特別な仕様になっているというふうなことが言えるというふうに思っておりますので、これ建物自体、それから神社、仏閣の資産、こういったものも含めまして、類型化されたものの中でやるということはこれは困難かと思いますので、具体的個別の評価の中で対応させていただきたいというふうに思っています。

これにつきましては、遅いというふうなお叱りもいただくことと思いますけれども、現在対応中でございますので、できるだけ早くこの辺の具体的な中身をお示しできるように検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 先ほど2点ほどの回答の中で、実際的にもう2年になります。実際に2年も放置されている車両を今検討するよりも、実際的に環境省がそのような話をしているなら、東京電力さんと話をして、はっきり申してこれから区域見直して人が入ってきます。その入ってくる地域にところどころ汚染された車置き放しになっているのを早く処理してもらって、また早く処理しなければいけないと思うのです。それを早急に環境省と話してやっていかなければならぬと。

あともう一つ、あるネットで見ましたら、環境省は業者と南相馬の小高区においては、トラクターもそうだと思うのですが、自動車について環境省と協議をした上、10月末までに回答というような、こういうネットの話も出ているのです。ですから、基本的にほかの地区についてどうなっているかわかりませんけれども、全部の地域を確認した上、早急に放置自動車の件はやるべきだと、やらなければいけないと思うのですが。

それともう一つ、先ほど出ましたけれども、回答をまだいただいていませんが、簡単に言うと高い放射能がかかった車両が現在福島県問わず警戒区域外で乗っていらっしゃる方たち、またそれ基本的にはもう乗ってある程度の自然と体内に放射性物質を入れているかもしれない。そういう人たちの車、簡単に言いますと、その人たちについては1回20キロ圏内にあった車両は、確かに補償されましたけれども、実際的にそういう人たちも補償の対象になるのではないかと。そうすると一回そういうのを回収して、現実にそういう人々は車検は通らないと思うのです、次。そういう場合どうするのか。それやっぱりそういう結果が出てくる場合、やっぱり対処すべきではないでしょうかと。

それともう一つは、神社、仏閣の中においての、一番に言うと神社よりお寺の中に置いている墓、警戒区域において墓地はこれから入るのはなかなか厳しくなってくると思うのですが、そういうことを町民の方考えて別な地に墓地を構えた場合、そうした場合墓地を買った金というのは補償になるのでしょうか、補償の対象にするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 郡山事務所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） まず、手放し車両、譲渡してしまった車両の関係でございますけれども、それにつきましては今警戒区域外に出ておりますので、ただこれについてはやはりそのままにしておくということはまかりならぬことでございますので、継続してその車両がどこにあるか等々追跡調査を実施をいたしまして、平成25年度の上期中にはこの辺の処理を進めるべく対応をしておる状況でございます。

それから、2点目のご質問でございますお墓の問題、この間開催をいたしました富岡町の住民の説明会でもこの辺のお話がたくさん出ております。非常にこの辺についても早くに結論を出さないとなかなかご安心ができないということだと思いますので、この辺につきましても、申しわけございません。神社、仏閣の建物、それから財物等々、その辺のこととも含めまして対応を検討させていただいておりますので、こちらにつきましてもできるだけ早く賠償の方針なり考え方なりをお示しができるよう引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、宇佐神委員。

○3番（宇佐神幸一君） 最後に石崎さんにお聞きしたいのですが、今出した質問である程度早急に出さなければいけない、簡単に言うと、その地域にまた人が入ってくる、また帰ってくるに当たってやっぱり処理しなければいけない。代表としてこれどうお思いですか。お言葉いただきたいのですが

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） まずどう思うかということで、まずは本当に皆さんに大変なご迷惑をおかけしていることは申しわけないと思っております。ただ、今ご指摘の放置車両の問題は非常に難しい問題です。というのも1つはその放置車両をどこかに収納といいますか、仮置きするにしても、その場所をどうするかという問題と、それからその後の処理処分をどうするかという問題もありまして、これはやはり環境省さんとしっかりと連携をとって対応すべき。そうしないと、全てきちんと対応できない問題だと。申しわけありませんけれども、そういうふうに考えております。

ただ、私どもも責任を放棄しているわけではなくて、まず実態をしっかりと把握した上で環境省さんとどういうふうにしたらいいか、どういう役割分担でやるべきかということは、しっかりと対応していきたいと思っております。いずれにしましても、本当にこれから、特に富岡町の皆さんは区域の再編があって、実際にいろいろ具体的な作業が出てきますので、その中でしっかりと私どもも責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

[「委員長、ちょっと……」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 特別、3番、宇佐神委員。

○3番（宇佐神幸一君） 済みません。委員長にお願いしたいのですが、今回答がはっきり言ってま

だ出ていません。環境省の問題があるので、ぜひとも委員長にお願いしたいのですが、今度は東京電力とそれと環境省と同席できるような場所をつくっていただければと要望します。

以上、終わります。

○委員長（渡辺英博君） わかりました。重く受けとめております。

10番委員。

○10番（塚野芳美君） 同じような車関係の話なのですけれども、一時期発災以降100キロc p mまで出せたときありますよね。そのとき出しあった車ありましたよね。100キロc p m、今の13キロc p mではなくて100キロc p mまで出せた時期があったはずなのです、間違いなく。そのときに出た車で私のほうに連絡が入っているのは2つのケースがあるのですけれども、たまたま100キロだったからクリアして表に出たと。出たけれども、次今度13キロに戻ったときにたまたまその車で中に入ったら、あなたのは洗っても落ちないから出せませんということで、自動的にというか賠償されたと。

逆に、外に出てやはり高いのですけれども、表に出て知らないがために100キロの時代に。車検受けてしまったから賠償だめだと言われているケースがあります。実際私ら正確な線量計ではないけれども、我々町から配られた線量計ではかると、4メートル前後あるのです。あとc p mというかGMのほうは持っていないので、はかってもらえばあとわかると思います、推測はできますけれども、換算して。

もう一つは、富岡から川内に逃げたときに、2日か3日たってここもだめだからもっと逃げなさいと言われたときに、女性なのですけれども、女性で年齢が年齢で車持つていけないからといって富岡の自宅に置いて出たと。それで今度その後いろんな人からの話を聞いて車を出したならば、今現在13キロ以上オーバーしているという公的証明をつけて出さなければだめだと蹴られたと。公的証明ってどこだと、ちょっと私も電話かけて聞いたならば、毛萱波倉スクリーニング会場ですと。冗談ではないと、ちょっと宿題でもうちょっとあなたよく上司と相談して返事下さいと言ってあるのですけれども、そういう対応でいいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 塚田でございます。今2つ事例をいただきました。基本的にはそういったしゃくし定規の対応でいいのかということかと思います。そういう意味で私どものほうで例えば基準が変わったときの証明の話ですとか、その辺も含めましてこれきちんと対応すべき問題かと思いますので、個別に対応させていただければというふうに思っております。事情をまずお伺いをさせていただいて、個別に対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 私はたまたまこういう機会があるから話できるのですけれども、一般の町民の方はどこにそれ相談すればいいのですか。相談室に電話して担当が書いてあって話すると、今申し

上げたような返事しか来ない。困ったというのでたまたまちょっと、はっきり言って私知らない人だったのですけれども、同じ富岡の町民でも。相談受けたんで、人を通して。聞いてその担当の方とも話したけれども、そんなことでらち明かないのですけれども、どこに相談すればいいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 申しわけありません。本当にご迷惑をおかけしております。

それで放置車両にかかる専用の窓口というものは、東京電力のほうではございませんので、もちろん私のほうからもきっちと指示をいたしますけれども、今開いている、開設している窓口のほうにご相談をいただきて、その中できちと今申し上げたような事情をお伺いする中で対応をさせていただきたいというふうに思いますので、その辺も含めまして早速対応の指示をいたしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） ちょっとしつこくなつて申しわけないのですけれども、ですから、担当まで書いて、保留しますと言ってきてているのです。相談しても全然取り合ってくれない。最初私に話したときには当事者でないと話しあないというようなことだったので。ですから、今度本人がまた担当の人のところに連絡すれば、結果どうなるかわかりませんけれども、相談する余地はあるということですか。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 今のご指摘の状況からいたしますと、本当に通り一遍のというか、そんな対応をさせていただいたというふうに私ちょっと認識しましたので、もう一度じっくり話を聞いて、よくご事情をお伺いをして対応させていただくということで対応させていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 济みません。私のほうも以前に話ししてあったやつなのですすけれども、まず地震被害の状況で詳しいものは後でということになっておったのですすけれども、先日財物賠償のものが請求が来たときに、地震の被害で倒壊、全損、半損、一部損、被害なしということで、相当の金額割合をマイナスするような形で物が来ているのですすけれども、この基準、どういうふうになっているのかがどこにも書いてないのですすけれども、何をもって倒壊、何をもって全壊、半壊、一部損とするのか、それが全く示されていないので、そのところをちょっと詳しく教えてください。

それから、財物、今度物のほうで、学生の件、これも聞いてあったのですすけれども、学生の持ち物はどうするのか。

それから、今長期間困難区域とそれ以外とで値段が変わっていたのですすけれども、これ前には言っ

ていないのですけれども、当初の話だと1年も前に財物が始まる話だったのですけれども、もうそれから1年間も中に置き放しになっているもので、少なくとも2年置き放しになっていて、長期間困難区域と居住制限とそれ以下で何の差があるのかということがよく聞かれるのですけれども、僕も見てても全く家の中の物の状況は変わりがないような感じがするのですけれども、その辺どういうふうにお考えになっているのか1点。

最後に、これは再質問ではないのですが、私電話をしたときに、当然相談センターに電話をしますと、誰ですかと聞かれて、根掘り葉掘り聞かれてむかつくなのですけれども、にもかかわらず、被災者様、被災者様ということで何回も、名前ではなくて、僕の名前を確認しているにもかかわらず、被災者様と言われて、ふざけるなという感じなのですけれども、だから僕は頭にきたので、加害者、加害者と言いましたけれども、そういう窓口の対応のマニュアルになっているのですか。名前を聞いておいた上に被災者様って、そんなこと言われる筋合いないと言ったのですけれども、誰がこんなことしたのだと言ったのですけれども、ちょっとその辺の対応のこともお聞きしたい。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 今何点かご質問をいただきました。

まず、1点目の建物倒壊の程度の判断基準の話でございますけれども、今の段階で済みません、先ほど来話が出ております財物の検討を重ねておる状況の中で、その辺のことをはっきりさせていただかなければいけないというふうに思っています。地震とか津波の関係で建物のほうに影響が出たその場合について、基本的な考え方としては一定割合を控除させていただく、資産価値を算定するのに一定割合を控除させていただくということの基本的な考え方方がございますが、今申し上げた倒壊だとか半倒壊だとかその辺のところのどういった程度で物をそういうふうに定義づけるのかというふうなところについては、今済みません、詳細を最終的にお示しできるような詳細を詰めておりますので、改めてご案内をさせていただきたいというふうに思っています。これについては基本的にやはり建物の状況というのは個別個別で随分違うと思いますので、基本的にはそういった判断基準で判断する中で至る前に、いろんな事情をお伺いするというのが一つは必要かなというふうに思っていますけれどもいずれにしてもその辺の程度の判断基準について、また改めてお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目、学生の持ち物というか家財のカウントというのでしょうか、その話かと思いますけれども、基本的には同居されているかどうかというふうなところについては、住民票で判断をさせていただくというところを基本に考えておりますけれども、例えば住民票をほかの市町村に移して、例えば東京のほうの大学に住民票を移して学業に励まれているというふうな方につきましては、今の考え方から申し上げますと、家財を算定する上でのご家族のカウントとしてはならないというふうに、そういうふうに基本的に考えております。

その次、区域の差でどれだけ差が出るのかと、2年間も放りっ放しなので、帰還困難区域も居住制

限区域も同じ程度になっているというふうなご指摘でございます。これにつきましては、3つの区域、帰還困難区域と居住制限と避難解除準備区域というふうな3つのカテゴリーに分けましてやっております。帰還困難区域とそれ以外のところについてくくりを別にしてございます。これにつきましては基本的にそのくくりでやっているというのが中間指針あるいは国の方の賠償の考え方でございますので、今のところご回答させていただけるのは、そういう意味で帰還困難区域だと財物の持ち出しも可能であるというふうなそんな要素を踏まえて算定したものでございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、最後の電話対応の件でございます。これご指摘のとおり、きちんとお名前をお聞きして私どもお教えいただいている状況の中で、やはり被災者様ということではなくて、個別の名字、何々様ということでご対応させていただくのが、やはり受け答えとしてはよろしいのかなというふうに思いますので、これにつきましては意見として上申をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） まず、最初の被害の改めてということで、前回も改めてだったのですけれども、請求書を送りつけておいて、もうすぐ富岡町も今月の末には3区域分けになるという今の状況において、まだ決まっていないというのはどういうことなのですか。改めてというのはいつなのか、もう3月の下旬には解除になるわけですから、請求書は来ているのですから、はっきりと日にちをちょっとお答えください。

それから、住民票があるかなしかは前回もありました。そのときも、学生の件です。言ったのですけれども、学生はほとんどの物は家に置いたまま行っているのです。それはこの間も言いました。考えていないということですよね、きちんとこれも検討していただきたい。

それから、持ち出し可能だと言いますけれども、どこに持っていくのですか。仮設に持っていくのですか。50坪、60坪の家に住んでいた人、ちょっと言い過ぎかな。30坪、40坪の家に住んでいた人が仮設どのぐらいの部屋数あるか知っていますか。物置できたのですけれども、どんな物置か知っていますか。何を持っていくのですか。どこに入れるのですか。入れられないですよ、入れられないのに持ち出しが可能だと言ったって、可能だって持つていって置くところがなかつたら持ち出せないのですよ。そしたらもう変わりないのでないですか。

中間指針だと言っていますけれども、中間指針は最低限の状況を説明したわけで、東京電力さんがきちんと同じにしますと言えばいいだけの話で、下に同じにするのではなくて、上に同じにしてください。そういうふうにすればいいだけの話で、中間指針を持ち出すのはちょっとおかしいと思います。

もう一度返答ください。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長、答えられますか、大きな課題ですけれども。この辺は石崎代表役員にお答え願ったほうがいいと思いますが、いかがですか。

石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 石崎でございます。いつ決まるのかということはこれ申しわけありませんけれども、まだはっきり、きょうこの場では申し上げられません。というのも、まだ財物の今最終の詰めを12市町村の方、そして県も入れて、国も入れて今最終的な協議をやっておりますけれども、まだそれも申しわけありませんけれども、最終的な合意を見ていないという状況でして、それ以外についてもまだ基準そのものも申しわけありませんけれども、検討できていないところもございます。いずれにしましても、とにかく早く賠償できるように、特に財物の賠償が非常に金額が大きいです、それを一日でも早く始められるように努力いたしているところであります。

それから、学生さんの分を検討せよということでございますけれども、ご意見は承りましたけれども、やはりある程度どこかで線引きを引かなければいけないということもあって、きょうこの場でははっきりとはちょっと申し上げられませんけれども、検討はいたします。

それから、中間指針、最低限のものと、そういうものだというご指摘ですけれども、国もそういうふうにお答えいただいているところで、私どもが努力できる範囲で努力をするべきものはあろうかと思いますけれども、一方これだけははっきり申し上げなければいけませんけれども、やはりたくさんの方に賠償するという、こういう事態を招いてしまったわけですので、ある基準のもとに一日でも早くお支払いをすると。ただ、そういう基準に当てはまらないケースがもちろんやはり個々の状況で出てくるでしょうから、そういうものは個別対応させていただくしかないというふうに思っておりますけれども、やはりある基準は必要だというふうに考えております。ただ、その基準を勝手に加害者と言われている東京電力が決めていいのかという問題も別途あるということは、ぜひご理解を賜りたいと思います。

いずれにしましても、いろいろなご事情がおありということは十分承知しておりますので、そういう基準に適合しないケースにつきましては、具体的にきっちとお話を伺って、その中で最善の策を私どもも対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 基準が必要だということなのですが、とりあえず地震被害に関しては基準を設けるから問題になるのであって、全損、半損、一部損が明快に答えられないのだったら、もう答えられないものをやろうとしているのですよ、無理なことをやろうとしているから答えられないのですよ、決められないのです。だったらそんな全損、半損、一部損なんていうのはやめればいいのです。大体にして3月11日の地震の被害とそれ以降の被害の区別なんか誰ができるのですか。東京電力さんはすばらしい人材が集まっているので、ちゃんと2年前にさかのぼっとそれがきっちと違いを判別できるのですか。できないのだったらやめてください、そういうことは。できるのだったらきっちと1

週間、2週間のうちに基準を示してください。

それから、学生が住民票ですることであれば、住民票を置いたまま東京とかに行っていた子供がいるかと思うのですけれども、そういう人たちには賠償はしていないのですね、その確認。

それから、あくまでも中間指針は最低ですというのは国が言っていることです。国が言っているにもかかわらず、東京電力で出せないというはどういうことなのか、再度お願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今3点いただきましたけれども、まず地震被害の基準云々ですけれども、これは基準は当然出てくるべきものというふうに考えておりますので、そこは関係のところとも今私ども協議をさせていただいていますので、そういう基準でお示しをするということになると思います。

それから、ちょっと学生のケースは塚田のほうに答えてもらいますけれども、中間指針云々でありますけれども、中間指針に定められたものについては私どもは基本的にそれに応じて既に対応させていただいていると思っておりますが、それになかなか適合できない、いろいろ個別具体的なお話、それからその基準そのものが実態に合っていないというご指摘について、まだ対応ができないところはあるとは認識しておりますけれども、いずれにしましても、繰り返しになりますけれども、やはり何か基準をもとにそこの基準に当てはまるケースについては早くお支払いをするということが大事だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） 賠償の件なのですが、富岡町は5年間帰還しない宣言をしたということで、今月末区域再編ということで5年分が賠償されるという予定でありますけれども、5年分ということになりますと、個人の場合約83.3%ぐらいになるのですか、は賠償されるということなのですが、法人の計算がまるっきり違う、償却資産をもとに計算するわけなのですけれども、法人も5年分ということになると思うのですけれども、8、減少率というところで60カ月、5年を見ますと、建物が64%なのです。あと建物附属設備74%、構築物が68%、それ以外は100%というふうになっているのですけれども、なぜ個人と法人で割合が違うのかを理由をお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 今ほどのご質問でございますけれども、法人さんの場合については基本的に台帳がベースになりますので、それを踏まえまして定率法から定額法に直すというふうな、その辺の若干の補正はございますが、台帳の価格、これをベースにして償却の期間は法定のものを適応して、ただ定率から定額に直す、それから最低の残存価値を20%に直す、こういう補正をさせていただくのが法人様の取り扱いということでございます。

それから、個人の場合についてはそれ以外の補正係数なんかも掛けますので、それから償却の期間

なども法定のものよりも長目にするとか、そういった形での対応をさせていただいておりますので、そういう意味では法人さんと個人さんの算定の中身にはらつきが出るというふうな状況になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 早川委員。

○1番（早川恒久君） ちょっと理解できないのですけれども、計算方法が違うのはわかるのですけれども、最終的に解除期間までの賠償をするわけですよね。これが計算方法終わった後のパーセンテージが1年で何%、2年で何%と、結局賠償されるわけですよね。それは計算方法とか法人とか個人には関係ないと思うのですけれども、その計算をした上で何年分の賠償ということではないですか。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（今井 猛君） 郡山補償相談センターの今井と申します。よろしくお願ひします。

事業用建物につきましては、償却期間、こちらのほうが基準になっておりまして、個人の建物については耐用年数、こちらのほうが基準になっておりますので、そこで金額的な違いが出ております。

○委員長（渡辺英博君） 1番、早川委員。

○1番（早川恒久君） それはそれぞれ、例えば法人であっても木造の建物もあります。鉄骨もあります。ＲＣもあります。それぞれ違います。それによって償却資産の額も違うわけですよね。それはそこで計算するわけではないのですか。関係ないですよね。全然関係ない話だと思うのですけれども、それはその以前にもう償却資産が結局はＲＣＡの場合は一番高いわけです。その分高くて減少しているわけですから、それを償却資産係数を出して物価変動係数とかもありますけれども、ここで計算されているので、こちらの解除時期に合わせたパーセンテージは関係ないですよね。関係あるということ自体がちょっと納得できないのですけれども。

[「具体的な例を出してもらって話してもらったほうが
わかりやすいのではないですか」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） それでは、具体的例を出してわかりやすく、何度も同じことを質問とか答弁漏れないようにひとつ答弁をお願いいたします。

塙田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塙田隆雄君） 済みません。なかなかわかりづらい説明で大変申しわけありません。

今ご指摘ございましたように、具体例を出してご説明をするというふうな形を、それちょっとご相談ですけれども、今のこの場で。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） 多分私の言ったことに対して理解していない面もあると思うので、もう一度よく整理していただきて、次回までにご返答いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） それでは、1番、早川委員からの質問でございますが、なかなかきっちと質問の内容をつかんでいないようですので、次回の委員会までに文書で報告お願ひします。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） いろいろ賠償問題ある程度進んできて、月10万円の生活補償とかいろいろな部分今出ておりますが、非常に聞きづらい話が出ているのです。東京電力さんの職員の人たちは、最近そういうものは控えてくれということでいただいているという声聞こえるのです。私が思うには電力さんの職員だからしようがないかなという部分もないではないですけれども、家族には私は関係ないのかなと思うのです。だんなさんが東京電力の社員であっても家族、子供、東京電力さんの職員の人たちも避難に関しては同じ思いをしているのですね、同じ思い。国策である国がいろんな部分で指針を出しているのですから、国の指針に基づいて電力さんの職員も我々も全て同じでなければならないのかなと私は思うのです。それが実態がちょっと違っているという部分を聞くのですが、その辺は実態どうなっていますか。

あと、黒沢委員のほうがちょっと前に言った話なのですが、建物の除染解体です。今環境省のほうでは全壊、半壊までは国が責任を持って解体しますよとなっています。半壊まで至らなかつたところは環境省さんに言わせれば、今どちらの部分でやるかなかかな煮詰まらないと、復興庁がやるのか環境省がやるのか、煮詰まらないという話出ているのですが、東京電力さんのはうでは加害者ですのでもう戻らないから解体してくださいとか、これでは家を直すことも不可能だから解体してくださいと、半壊の算定が出なくとも解体してくださいといった部分に関しては、除染のときにしっかりとやる考え方あるかどうか。その2点お聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） まず、2点目の除染解体のほうからお答えをしたいと思いますけれども、これにつきましてはどちらが負担するのかというところは非常に重要な問題でありまして、それがはっきりしないとなかなか先に進まないというところがあるかと思います大変申しわけありません。今検討中でございますが、国さん等が行う除染活動の中で建物が解体あるいは撤去されるかといった場合に、どちらが費用を払うのかというところについては今検討をさせていただいているところでございますので、また結果についてはお示しをしたいというふうに思っています。

ただ、基本的な考え方でちょっと脱線するかもしれません、例えば避難をしていて管理不能で建物が非常に傷みが激しくて、例えばそんな中でも解体をせざるを得ないというふうな、そういう状況になった場合については、建物の価値の賠償プラス解体なり撤去なりというふうなものになそうと

いうふうな基本的な考え方がございますので、そんなことも含めまして基本的には除染あるいは避難をしていることと、管理不能なものになっていることと、その解体撤去の費用の関係についても、今検討している中で結論を出してお示しをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今渡辺委員からご指摘の最初のケースでございますけれども、社員も同じように扱うべきだというふうに受けとめましたけれども、そういうお話ですね。

そういうお話は実はいろんなところから伺っているのですけれども、会社としては社員も、それからほかの被災者の方も差別待遇するということは一切考えていないというのが会社の考え方なのですけれども、社員に対する説明会を実施したのは事実でございます。そのときに若干ちょっと社員の中にも誤解があったのかもしれませんけれども、会社の説明は社員については社内的にしっかりと、要是個別個体を全部管理できているので、今の社員の状況に応じて賠償の仕組みの中で社員を扱うと。それは決して差別待遇ではなくて、そういうふうに現状がきちんと把握できた社員については賠償についてもそれに応じて対応するということを基本としているということだけですので、それは一般の方との差別待遇ではないというふうに考えております。

ただ、ちょっと社員への説明が、言葉が少し足らなかったのか、適切でなかったのか、ちょっとその辺の実態はこれからもう少し突っ込んで調べないとあれですけれども、確かに渡辺委員がおっしゃるようなそういうことを私も直接言われたりはしていますので、どこでそういうふうになってしまったのか、そこはちょっと私のほうでもきちんと把握をして、もし直さなければいけないことがあればしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 今のお話から。今言うとおり、社員であっても同じ被害者ですので、しっかりと今後対応していただきたいと。そういう間違った理解をしている社員がいるとすれば、東電内部の広報紙なら何やらいろんな社員に伝える方法はあると思いますので、そういう部分でしっかりと皆さんにわかってもらうような努力をしてください。でないと、我々もやっぱりそういう話を聞くと聞きいい話ではないのです。やっぱり同じ町民として家族がいるわけですから、これはきっとやっていただきたいと、その辺は趣旨徹底してください。よろしくお願ひします。

あと、先ほどの除染解体の話なのですが、費用はどこで出すかなんて、そんなことは我々どうでもいいのです。国か東京電力さんで出すべきなのです。だから費用はどこで出すかなんて関係ないです。やるかやらないか早く決めてほしいのです。これは当然これだけの放射能が外部に出たわけですから、国が年間被曝線量20ミリマでは体に影響ないよと言っても、やっぱりあくまで追求している

のは年間被曝線量1ミリ以内ですので、1ミリ以内になるには何年かかるのだというと20年、30年の地区もいっぱいあるのです。50年、100年かかるところもあると思います。そういう地区の人に3.11の3日前に家新築で完了した人だって、もう子供がいるから戻らないと、はっきり意思を固めて解体除染をお願いしますという人もいるのですよ、いっぱい。そういう人がいる限りはやっぱり除染の中で解体するのが一番除染になるわけですから、これはどういう工法を用いたって解体除染は一番低減できると思います。そういう意味からいいたら東京電力さんのほうは国がそうやってごたごたまとまらないでいるのであれば、電力さんが出しますから解体しますよと、それぐらい地域のためを思って答えをしっかりと出してください。私はそう思っていますので、どうでしょうね、そのぐらいの答え、きょうは出ないですか。復興本部長まで来ているのですから、その辺の答え出ればありがたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 委員のご指摘も大変重く受けとめました。いずれにしましても、それぞれの所有者の方のご意思等もそれは確認をしなければいけない問題だと思いますし、それから國の方針が今どうなっているのか、その辺ももう一度しっかりと確認する必要があるうと思いますし、いずれにしましても富岡の皆さんのが今後のために一番やはりいいやり方が、そこに私どものできることをやるというのが基本だと思っていますので、きょうのご意見はしっかりと受けとめさせていただきて、しっかりと検討させていただきます。きょうはそういう回答で申しわけありませんけれども、勘弁していただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 今質疑の途中でございますが、間もなく4時半になりますので、お諮りしたいと思います。

時間を延長して進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、それではそのようにいたします。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 終わりますが、ぜひそういうことをご検討して、次の機会にはぜひお答えいただけるように努力方お願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 先ほどの2番委員の3番目に質問した件の、申しわけないのですが、関連でお伺いしますが、これからどんどん、どんどん、個人財物賠償に入るわけです。当然今までいろんな個人賠償の件で福島賠償相談室に0120、最後の404ですか、電話しますと、必ずオペレーターが出るのです。これ当たり前のことで、どこでも町役場でも交換手が出てつなぐわけなのですが、それが

肝心な質問に対しては必ず担当課で伺うわけなのです、オペレーターが。その前に個人的な見解、オペレーターが見解を出してしまうのです。あなた何なのですかと私よく言うのです。いや、私はどこどこから派遣されているオペレーターですと。あなたが回答してはだめなのですよと。担当課から聞いて回答しますというのですが、それが時間長々とかかるわけなのです。なぜその担当課の例えは第10グループとか第13グループが賠償の関係あるわけなのです。その担当係長クラスが回答しなかつたら納得いかないのです。だから最後になるとどうしようもない、わからない面があるときに、後日きょうはあれですからあした連絡させますからとか何かという回答なのです。それでオペレーターになぜ担当者出さないのですかと聞くと、そういう課内の規定になっていましたと、こういう回答なのです。これはちょっと私は、今まで何回もその件でオペレーターとやり合ったことありますが、この辺の見解はそういう規定になっているのかどうか、その1点。

先ほどのやはり1番委員の法人賠償の財物賠償の件の償却資産について、本当にこれ難しいです。私も理解できないのです。一度郡山のほうに伺って、その点を相談に行きました。やはり途中で担当者も理解が半分ぐらいしかしていないのです。ですから、3時間ぐらい私相談してやったのですが、まとまらなくて、今そのままの状態になっています。ですから、専門的な相談に行って相談の担当者がまだ理解されていないというのは、これはちょっと私も納得できないし、だからもうそのままの状態で1ヶ月ぐらい放置してあります。これはやはり電力さんも少しその辺の勉強を詳しくさせて、我々がわからないのは当然なのだ、だから相談に行くわけですから、その辺のことをちょっと2点お伺いしておきます。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今黒沢委員のおっしゃること、本当に恥ずかしい思いで聞いておりました。本当に申しわけございません。特に電話の受け付けについてはいろんな方からお叱りを頂戴しております、その都度改善は図っているつもりではありますけれども、しっかり浸透していないということで、きょうまたそういうご指摘いただいて本当に申しわけなく思います。

ちょっと言いわけじみてしまいますが、私どもも社員だけではなくて、社員だけだとちょっと足りないものですから、実際にほかの会社の方にも委託してお願いをして電話の受付業務をさせていただいておりますけれども、ご指摘のようなきちっとしたしつけといいますか、電話のそういう態度がきちっとできていないということは本当に申しわけなく思います。また、きょういただいたご意見を踏まえて、しっかりとまた周知徹底をしてまいりますので、そういうわけで本当に申しわけないということで、とにかく改善を図ります。

それから、2点目の法人個人の問題でちょっときょうもしっかり対応できずに申しわけございません。その点も含めて改善を図るとともに、先ほど委員長からもご指示ございましたけれども、次回しっかり文章で回答できるように、そしてそれをしっかりとまた周知徹底するようにしてまいりますの

で、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 1番目の対応については、本当にぜひそうしていただきたいと要望しておきます。

2番目のやはり法人賠償の件は非常に複雑な資産償却とか、最後に例えば営業損害とか何かはある程度2年後とか3年後にその時点でもいろいろな質問が出ると思いますが、損害額に対しての法人の例えば建物とか土地とか、土地に関しては個人と同じだということをうたっていますが、賠償と同じだということでうたっていますが、建物に関しては例えばその先のことの補償がない限り、これはちょっとおかしいことで、まだその辺が見えてこない面もあると思うのですが、当面の償却した資産今まで支払った賠償額、営業損害とか何かの絡みでどういう計算になるかわからないのですが、だけれども、建物に関しては償却資産の差し引いた残りの額だけではなくて、もっとそれから生まれる、例えばアパートだったら10年間の粗で払ったからいいのではないかではなくて、その先の利益を生む額に対しての補償というのもあってしかるべきなのだけれども、その辺がまだ未解決のままではないかなと思うのですが。それはそれにしても、とにかく今当面法人の賠償の資産の償却とか何かでわかりやすく絵に描いて、本当に個人賠償みたいに大体理解できるぐらいの説明がないと、どんどん、どんどんおくれて、2年後に賠償とか3年後に提出するようになると、もうわけがわからなくなりますから、ぜひ次回は早目にわかりやすい説明をしていただきたいとお願いしますが、その辺どうですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 黒沢委員のご指摘ごもっともと受けとめました。しっかりとわかりやすい説明ができるようにまた準備をしてまいりますので、次回またよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 3点ほどお願いします。

まず、1点目は前回、前々回、あと今回と、かなり東京電力側に答弁漏れがあるので、本当は前回前々回の答弁漏れをここで回答してもらおうかなと思ったのだけれども、議事進行してしまったので、こういったのが答弁漏れになっていますよということで、文書も多分行っていると思うので、今回の分を含めて後できっちり回答してください。

あと2点、家財についてちょっと1点質問させてください。先ほどから文科省指針に基づいて賠償するよと、そういうふうな回答あるのですけれども、結局家財なんかは世帯主の年齢とか夫婦になってから何年間たったかなんていうの全然関係ないし、あとは例えば1世帯だってじいちゃん、ばあちゃんとか60代とか30代とか夫婦が2組、3組というのがあります。こういったものはやはり1世帯で

はなくて2世帯家族、3世帯家族、そういうカウントができないのか。文科省ではこう言っているけれども、私たちはこういうふうに認めますよと、そういう回答ができるかどうか、それ。

あともう一点、最後なのですけれども、例えば土地、建物、家財、精神的な慰謝料、いろんな項目があります。これからばたばたと賠償が始まります。そういった中で例えば精神的な慰謝料とか土地は同意しますよと、あと建物とか家財はちょっと時価というか認定が低いから同意しませんとか、ちょっとでも東京電力とトラブルった場合は、同意するほうも支払ってもらえないのかどうか。一つでも東京電力とトラブルってしまうと、あの補償はもう払わないよと、そういうやり方をしてくるのかどうか、その辺ちょっと答えてください。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 今2点目と3点目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、2点目の世帯のカウントの関係、いろいろさまざまなケースがあるということでございますけれども、基本的な私どもの考え方を述べさせていただきますと、3月の11日の時点でお住まいになっている空間ですとか生計を一つにしているというふうなところを、これを世帯というふうに考えるということが基本的な考え方であります。ただ、それはいっても例えば一つの世帯なのだけれども、本宅のほうと違う棟のほうにそれぞれ居住をしているというふうなところで、そもそも居住している空間が別ですと、一つの世帯であっても居住をしている空間が別ですということになりますと、そういう状況については1ではなくて2でカウントするというふうなことが合理的なのかなというふうなことで、そういった考えも実はございます。

そういった中で例えば世帯のカウントをどうするか、居住の関係をどうするかという考え方からしますと、例えば一つの条件としては台所がそれぞれに別々に設置してありますとか、2つのくくりが区画とか壁で仕切られていると。要は家財のところの共有部分がなくて、それぞれ単独で持っていますよということが、そういう実態にあるならば、カウントとして1世帯ではなくて、2というふうなカウントでやるというふうなところを考えておりますので、その辺家財の単独所有というのでしょうか、共有部分がないというふうなところが実態としてあるならば、それにカウントしていきたいというふうなことを基本的に考えておるということでございます。

それから、これからいろんな賠償が出てくる土地だと建物だと家財だと、既にお支払いをさせていただいている精神的な損害、それから避難の費用等々、就労ですとか、その辺のところありますけれども、精神的損害と避難等の費用、それから就労の関係、これについては3つをパッケージということで対応させていただきたいというふうに思っておりますが、例えばこれから土地、建物に先行して家財が出てくるというふうな場合を想定するならば、家財は家財で対応させていただくというふうなところが考えられるのかなというふうに思っています。土地と建物と家財とこれも3点セットということではなくて、土地と建物、それから家財というものはこれは区分しても対応させていただ

くということはあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今の答弁だと物理的な台所が2つあるとか玄関が2つあるとか、私はそんなものではないと思う。でっかい家とかある程度の家に玄関2つつくる必要ないし、不経済だから。台所2つつくる必要ないし、トイレも風呂もつくる必要ないし、一つの台所であったって、例えば生計というか財布が別であれば、別であればというかおののの別なのだから、これは常識的に考えてくださいよ。二十歳で結婚した人、例えば大東建託とか町営住宅とか、まだ結婚して半年、1年の人も60歳、70歳で結婚生活40年、50年たっている人も家財道具同じですか。そんな物理的なことではなくて、内容で査定すべきですか。

国がこう言っているからではないよ。東京電力ではこういうふうに判断しますと、何で言えないの。実態合っていますか。昔は結婚するとき婚礼何点セットと、着物なんかぎっちり入れて、今避難している人、20代の若い人車1台で避難してしまうよ、家財なんかないよ、からんからんで。それと同じ金額ですか。そんな物理的なことでごまかさないでちゃんと答弁してください。

あと、精神的な慰謝料とか就労損害とかそれは3点セットと。例えば土地とか建物で東京電力とトラブルって紛争解決センターに回したとなっても、結局全体をひっかけないと、支払うもの同意に至ったものは払うと、そういう方針でいいのですね。

あともう一点は、例えば早く同意した人が損してしまって、ごねて弁護士入れた人が得すると、そういうふうな現象に陥った場合は、早く同意した人は遡及して差額分支払ってもらうことは可能ですか、答弁願います。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） まず、1点目の世帯の物理的ではなく、実態としてというお話でございますけれども、これやはりいろんなご家族の形態があろうかと思います。それでそういういろんな形態がある中で、迅速に公平に賠償させていただくという中で考えさせていただいて、ご提案をさせていただいているのが、今の家財の考え方でございます。それから、世帯としてのカウントの考え方でございます。やはり私ども考えておりますのは、家財を共有しているかどうかというふうなところを主眼に置きまして検討した結果でございますので、なかなか個々の個別、個別のケースに沿って対応させていただくというのが難しいということを、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、精神的な損害、それから就労の関係、これについてはこれまで従来個別の対応させていただいているとか、包括的に対応させていただいているとか、そういうふうなところの変遷がございますけれども、そこについての3点セットというふうに申し上げましたけれども、その仕組みの中でご了解をいただいた方々に対して次のステップに進むというふうな形で対応させていただいており

ますので、先ほど申し上げた精神的な損害、それから就労の関係、その他のところについてはぜひ一緒にということで、包括的にご理解をいただければというふうに思っております。

土地とか財物の関係については、またこれから今検討しているところからできるだけ早目にお示しをさせていただくというふうに考えておりますので、その中でまたきちっとご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の早くご了解をいただいた方、それからそれでは納得しなくて第三者機関を通じて対応をしていただいた方との内容の差異ということでございますけれども、それは私どもとしてはできるだけ今の仕組みを説明させていただいた中でご理解をいただくよう、努力をしてまいります。ただ、やはり賠償のつくり込み等々でなかなかご理解をいただけない方についてのお考えをその中で私どもの考え方でご理解をということで無理無理やるわけにはまいりませんので、そんなところはご理解いただきたいと思いますが、最終的にそういった紛争解決センター等々でやった事例については私どもの賠償の中に反映させるというふうな仕組みをとっていきたいというふうに思っておりますので、そんな中で適切な対応をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 迅速公平という今言葉が出てきたのだけれども、迅速にやりたいがために不公平に進めるのは、これ納得いかない。だから先ほど私質問したのは、20代ぐらいの若い夫婦と50代、60代の人は家財の量が違うでしょうと。これ不公平ではないの、同じ金額は。迅速にする余りいっぱい家財ある人もない人も同じく払っていたらこれおかしいでしょうと、答えになっていない。正しく答えてくださいよ、そんな物理的なことばっかり言わないで。

あと、後の質問も結局トラブル、東京電力と合意に至らないと。俺はこんなのおもしろくないから判こ押したくないと。そういう人に対して、結局あなたこれのまないならこっち払わないよと、そういうことをやるのかやらないのかと質問したの。正しく答えて。

あともう一点、就労損害とか精神的な慰謝料とかこの終期、就労損害なんかは2年とか営業損害3年とか農業は5年とか、いろいろな説明書かれていますけれども、みんな心配しているのは、5年で生活できるのって。高橋さん挨拶の中で皆さんのが戻れるようになんて言っているけれども、富岡はそんなに簡単に戻れるの。あなた方は放射線のプロだから1ミリになるまで、0.11になるまで何年かかるの。その間2年分の就労損害で我慢しなさい、3年分の営業損害で我慢しなさい、そんなものではないでしょう。そういう指針にのつかっていない部分は東京電力はどういうふうに説明してくれるの。精神的な慰謝料は私たちが富岡に戻って前と同じ生活に戻れるまで20年かかっても30年かかっても払ってくれるの。その辺ちょっと答えてください。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） まず、家財の関係でございますけれども、年

代別等々きめ細やかな分類をというふうなお話でございますけれども、確かにそういったご意見もあるうかと思いますけれども、いろんな種々の状況を勘案をいたしまして、今の枠組みをつくったということでございますので、なかなかきめ細やかなところの反映ができていないというところはありますけれども、片やそういった意味である程度類型化できる、そんなところで対応させていただくのがよろしいのかなというふうな、そんな設計でつくり込んだものでございますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目の、済みません、押しつけというのでしょうか、了解をしないなら払わないというふうな、そんな高圧的な態度というのでしょうか、そんなところのご指摘がございましたけれども、これについてはやはりそういった実態にならないように、内容もわかりにくいところもあるうかと思いますので、その辺り丁寧に説明をさせていただいて、ご理解をいただけるように対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、賠償の終期の話でありますけれども、例えば就労の関係ですとか、いついつまでという形で期限を切って賠償させていただいておりますけれども、賠償させていただいたからそれで打ち切りということではなくて、やっぱりその時点が参ったときにどんな状況変化があったというか、状況変化がないというか、賠償を打ち切る実態にないというふうなこともこれ重々考えられるところでございますので、それについてはその時点でまた状況判断等々をさせていただきながら、それぞれ関係する機関と調整をさせていただきながら、終期という形の中では対応をご提案というか考え方をお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 質問4回目になるのでこれで終わりますけれども、公平な賠償、これを心がけてください。そんな数字でばっさり切らないで。全く公平に見えない部分があるので、そこはお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほか委員の皆さんからございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 済みません。私先ほど質問されてお答えをしてなかつたものが1点ありますて、学生さんの取り扱いでございますけれども、先ほど家財を残して住民票を移して、それからほかの市町村で学生生活を送っている方もいらっしゃるというふうなことそれは確かにあります。それで一義的には住民票で判断をさせていただくということになりますが、そういう場合やはりそれだけでは実態として家財が残っているのだからというふうな状況もあると思いますので、今のところ考えておりますのは、そういった形で定型的に賠償させていただく

だけではなくて、それぞれやっぱり残っている家財を積み上げていって、賠償させていただいた額を超過するような場合については、それについては超過分を追加でお支払いをするというふうな、そういった基本的なスキームを考えておりますので、そんな中でただ単に住民票云々ではなくて、そういった実態を踏まえて対応させていただくようなことを基本的に考えて、それを日々お示しできるようにスピード感を持って取り組んでいきたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

[「委員長、俺の答弁漏れなのですけれども、俺が聞いたのは、答弁漏れなのはそういうことではなくて、住民票を置いたまま外に行っている人に賠償はしていないのですか」という人あり]

○委員長（渡辺英博君） 正しく理解できました。答弁できます。お願ひします。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塙田隆雄君） 住民票がこちらにあればこちらで賠償いたします。家財の関係についてはすることを考えています。

○委員長（渡辺英博君） もう一度お互いに正確に聞いてください。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 家財だけではなくてすべからくですよ、賠償そのもの。住民票を基準にしてやっているということは、住民票を動かさないで学生している人いっぱいいると思うのですけれども、そういう人たちには一切払っていないのですか、何も。

○委員長（渡辺英博君） 塙田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塙田隆雄君） 済みません。言葉足らずで申しわけありません。

そういった意味では居住の実態を勘案をさせていただいて、対応させていただくというふうなことで対応をしたいというふうに思っています。

[「したいではなくてどうしているかと聞いている」という人あり]

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塙田隆雄君） 生活の拠点がどこにあるかというふうな実態を見きわめながらこれまで、これからも対応させていただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 2年もたって支払いしているのに、これからやるという話はないから、払っているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 何度もやっていますけれども、文書で。

[「先ほど答弁に対しては紙に書いて後日持つて来るという話なのだからそれでいいのではないですか」と

〔言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） そのようにお願いします。

そのほか委員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 執行部の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） ないようですので、これで付議事件3、その他についての件を終わります。

以上をもちまして、本日の原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 (午後 4時58分)